

(その1)

収支報告書

- (ふりがな) りっけんみんしゅとうとうきょうとだいいじゅうななくそうしふ
- 1 政治団体の名称 立憲民主党東京都第17区総支部
- 〒 124-0012
- 2 主たる事務所の所在地 東京都葛飾区立石8-47-18
- 3 代表者の氏名 長妻昭
- 4 会計責任者の氏名 門脇翔平
- 5 令和4年分

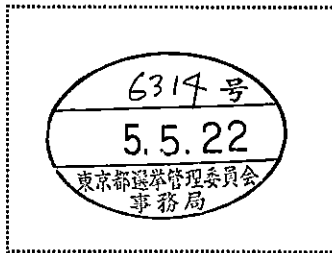
団体コード	
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名 夏目佳代子

電話番号 090-8819-7319

受付	審査	確認
	/	
消込	パンチ	照合
済		

011660



資金管理団体の指定の有無

有 無

公職の種類 _____ (現・候)

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

(※) 資金管理団体の指定の期間

_____年 _____月 _____日から
_____年 _____月 _____日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※該当箇所に すること。

政治団体の区分

政 党

政 党 の 支 部

政 治 資 金 団 体

政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

その他の政治団体

その他の政治団体の支部

活動区域の区分

東京都内

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 長妻昭

公職の種類 衆議院議員 (現)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 4年 2月 7日 から
令和 4年 12月 31日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収入総額 (1)～(2)の計	197,500	II 支出総額 1～2の計	197,500
(1) 前年からの繰越額	0	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	0
(2) 本年の収入額 1～6の計	197,500	(1) 人 件 費	0
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	0	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附 (1)～(2)の計	0	(4) 事 務 所 費	0
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	0	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	197,500
ア 個人からの寄附	0	(1) 組 織 活 動 費	0
(うち特定寄附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の	0
ウ 政治団体からの寄附	0	事業費 ア～エの計	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	イ 宣伝事業費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	エ その他の事業費	0
(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調 査 研 究 費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	197,500
(1パーティーで1人20万円超の支払)	0	(6) その他の経費	0
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)	0	備考	
4 借 入 金	0		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	197,500		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	0		
(1) 10万円未満のもの計	0		
(2) 10万円以上のもの計	0	III 翌年への繰越額 (I - II)	0

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入						
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日			主たる事務所の所在地	備 考
立憲民主党東京都総支部連合会	150,000	4	6	6	東京都千代田区平河町2-12-4ふじビル3F	
立憲民主党東京都総支部連合会	47,500	4	11	25	東京都千代田区永田町1-11-1三宅坂6F	
この頁の小計	197,500					
合 計	197,500					

(注1)同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの交付金
が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」を入れてください。
(注2)合計は最終頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄附・交付金 (寄附)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
寄附	69,000	4 11 2	門脇翔平後援会	東京都葛飾区金町3-10-3ラグリ オス金町201	
寄附	62,500	4 11 2	川越誠一後援会	東京都葛飾区立石8-47-18	
寄附	66,000	4 11 2	夏目佳代子後援会	東京都葛飾区亀有3-49-5 プレールドゥーク東京EAST803	
この頁の小計	197,500				
その他の支出	0				
合計	197,500				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5 年 2 月 / 日

政治団体の名称 立憲民主党東京都第17区総支部

会計責任者の氏名 門脇翔平



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)


代表者の氏名



政治資金監査報告書

令和5年 2月 1日

立憲民主党東京都第17区総支部
代表 長妻 昭 殿

登録政治資金監査人  馬場 敦
登録番号 第2285号
研修終了年月日 平成21年7月7日

1. 監査の概要

- (1) 私は政治資金の規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党東京都第17区総支部の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、作業スペースの不足等、円滑な政治資金の監査実施が困難であると判断したため、当該監査人の事務所（所在地：神戸市東灘区魚崎南町3-6-37）において行うことが適当と判断し、当該監査人事務所において行った。

2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。なお、対象期間においては、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3. 業務制限

立憲民主党東京都第17区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党東京都第17区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上